

事 務 連 絡  
平成18年10月26日

都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法担当課・室 御中

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室  
環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室

### 自動車解体業者が回収したガソリン及び軽油の取扱いについて

日頃、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）の施行にあたりましては、ご尽力を頂きありがとうございます。

さて、自動車リサイクル法においては、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る目的から、解体業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、自動車の解体作業時に回収された廃油等について、その再資源化を行わなければならない、とされております。（自動車リサイクル法第16条）

同規定に基づき、解体業者は使用済自動車からガソリン及び軽油等を回収しておりますが、その再資源化については、廃棄物として廃油回収業者に引き取ってもらう場合や、燃料として再利用している場合があります。後者の再利用を行う場合にあたり、解体業者が自社の従業員など第三者に販売する事例も見られるところですが、ガソリン等の販売にあたっては、自動車部材への安全性及び排ガス性状の確保等の観点から、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「品確法」という。）に基づく揮発油販売業者又は軽油販売業者に係る規定（品確法第3条に規定する揮発油販売業者、同法第16条に規定する分析等）を遵守する必要があります。

こうしたガソリン等の回収にあたり、その使用や販売についての法律上の位置付けや取扱いについて整理を行い、別紙のとおりまとめましたので、貴管轄区域内の解体業者に対して周知又は問い合わせがあった場合の御対応をお願いします。

なお、品確法に係る問い合わせにつきましては、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課又は所轄の地方経済産業局担当課にお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

自動車関係団体各位

## 自動車解体業者が回収したガソリン及び軽油の取扱いについて

平成18年10月26日  
経済産業省製造局自動車課自動車リサイクル室  
資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第2条第13項に規定する解体業者（以下「自動車解体業者」という。）が、同項に規定する解体業を行う上で回収した揮発油（いわゆる「ガソリン」）を、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「品確法」という。）に基づく揮発油販売業の登録をせずに販売していた事実が中部経済産業局の立入検査により確認されました。

本事案を踏まえ、経済産業省は、自動車解体業者が自動車解体業を行う上で回収したガソリン及び軽油（以下「回収ガソリン等」という。）の取扱いについて、下記のとおり整理いたしましたので連絡いたします。

なお、品確法に係る問い合わせについては、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課又は所轄の地方経済産業局担当課に問い合わせ願います。

### 記

#### 1. 基本的考え方

品確法においては、自動車部材への安全性及び排ガス性状の確保等の観点から、適正な品質の石油製品の安定的供給をもって、消費者の利益の保護に資することを法目的としています。そのため、消費者にガソリンの販売を行おうとする者は、同法第3条に基づく経済産業大臣による揮発油販売業者の登録を受ける必要があり、揮発油販売業者は、同法に規定する品質に適合しないガソリンの販売の禁止や、販売するガソリンが同法に規定する品質に適合しているか否かを分析する等、粗悪な品質の石油製品が流通することを防止するための事項が規定されています。また、軽油の販売を行う者（軽油販売業者）に対しても、同法において規定する品質に適合していない物の販売の禁止等を規定しています。

他方、自動車リサイクル法においては、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る目的から、自動車解体業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、自動車の解体作業時に回収された廃油等について、その再資源化を行わなければならないことを規定しています（同法第16条及び同法施行規則第9条）。

## 2. 問題の所在

自動車解体業を行う上で回収される回収ガソリン等については、給油所に一度に大量に卸される通常の流通過程と異なり、使用済自動車1台当たりから少量の回収ガソリン等が地下タンク等に回収されることとなります。このため、ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの区別がなされずに回収される、長期間放置されていた自動車からは経時劣化したガソリン等が回収される等、石油製品の適正な品質の一定化が困難となり、自動車部材への安全性及び排ガス性状が確保されないことが懸念されます。

そこで、品確法及び自動車リサイクル法それぞれの法の規定を鑑み、回収ガソリン等の再利用について3.の方針に基づく対応をお願いいたします。

## 3. 回収ガソリン等の取扱いに係る方針

回収ガソリン等を再利用する際に、自動車用燃料の用に供する場合にあっては、以下の1.又は2.の対応をお願いいたします。

なお、回収ガソリン等は、消防法の危険物に該当するものであり、回収、再利用等は、消防法及び市町村の火災予防条例にしたがって行うことが必要であることを申し添えます。

### 1. 品確法の規定に該当する場合

品確法施行規則第2条に規定する給油設備（タンク、計量器等）を用いて、回収ガソリン等を消費者に販売する場合（例えば、通勤手当代わりとして給油され、給油量に応じた通勤手当の減額が行われているなどの財物の授受が認められるような場合も含む）にあっては、品確法に規定する揮発油販売業者又は軽油販売業者に係る規定（品確法第3条に規定する揮発油販売業者の登録、同法第16条に規定する分析等）を遵守して下さい。

### 2. 品確法の規定に該当しない場合

1.の行為に該当しない場合（自動車解体業者自ら消費する場合、第三者に無償譲渡する場合等）にあっては、適切な回収及び自動車の安全性の確保等の観点から、例えば、以下に掲げる注意点に留意し、必要な対策を講じて下さい。

#### 1) 回収ガソリン等を回収する際の注意点

自動車解体業者は、自動車用燃料の用に供するものとしてガソリンや軽油を回収する場合には、回収の際に異なった油種が混和しないよう注意して下さい。

自動車解体業者は、経時劣化等により明らかに品質が劣化したことが判別できる回収ガソリン等（例えば、色が異なる、異臭がする等）については、自動車用燃料の用に供するものとして回収、使用又は譲渡せず、廃棄物として適切に処理等して下さい。

#### 2) 回収ガソリン等を自動車用燃料として使用する際の注意点

回収ガソリン等は、場合によっては品質が劣化している可能性もあることから、回収ガソリン等を使用する車両を所有する者にあっては、通常の期間よりも早期のメンテナンスを行うことが望ましいと考えられます。このため、回収ガソリン等を第三者に無償譲渡する自動車解体業者にあっては、提供先の者に対し、回収ガソリン等である旨とそのため通常の期間よりも車両のメンテナンスを早期に行うことが望ましい旨を伝えてください。